

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>IV-3-1-4 親子法人等との非公開情報の授受</p> <p>(1) 法人顧客に対するオプトアウトの機会の提供</p> <p>証券会社等は、金商業等府令第 153 条第 1 項第 7 号及び第 8 号並びに同条第 2 項に基づき、法人顧客に対してオプトアウト（あらかじめ非公開情報を共有する旨を通知された上で、共有を望まない場合に親子法人等への非公開情報の提供の停止を求めることをいう。以下同じ。）の機会を提供することにより、その親子法人等との間で、当該法人顧客に係る非公開情報の授受を行うことが認められている。法人顧客に対するオプトアウトの機会の提供の適切性については、以下の点に留意して検証するものとする。</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ オプトアウトの機会の通知は、契約締結時に書面等により行うなど、法人顧客がオプトアウトの機会について明確に認識できるような手段を用いて行っているか。<u>なお、長期の契約を締結している場合など、例えば概ね 1 年以上にわたり法人顧客に対してオプトアウトの機会の通知を行っていない場合は、当該法人顧客との取引の状況に関わらず、改めて当該通知を行っているか。</u></p>	<p>IV-3-1-4 親子法人等との非公開情報の授受</p> <p>(1) 法人顧客に対するオプトアウトの機会の提供</p> <p>証券会社等は、金商業等府令第 153 条第 1 項第 7 号及び第 8 号並びに同条第 2 項に基づき、法人顧客に対してオプトアウト（あらかじめ非公開情報を共有する旨を通知された上で、共有を望まない場合に親子法人等への非公開情報の提供の停止を求めることをいう。以下同じ。）の機会を提供することにより、その親子法人等との間で、当該法人顧客に係る非公開情報の授受を行うことが認められている。法人顧客に対するオプトアウトの機会の提供の適切性については、以下の点に留意して検証するものとする。</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ オプトアウトの機会の通知は、契約締結時に書面等により行うなど、法人顧客がオプトアウトの機会について明確に認識できるような手段を用いて行っているか。</p> <p><u>さらに、オプトアウトの機会に関する情報について店舗での掲示・閲覧やホームページへの掲載を常時行うとともに、例えば、ホームページにおいて法人顧客が常時オプトアウトできるようにすることや、法人顧客がオプトアウトする場合の連絡先を内部管理部門に常時設置することなどにより、法人顧客に対し、オプトアウトの機会が常時提供されていることを明確にしているか。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>④ （略）</p> <p>⑤ <u>個別の通知と併せて、オプトアウトの機会に関する情報について店舗での掲示・閲覧やホームページへの掲載を常時行うとともに、例えば、ホームページにおいて法人顧客が常時オプトアウトできるようにすることや、法人顧客がオプトアウトする場合の連絡先を内部管理部門に常時設置することなどにより、法人顧客に対し、オプトアウトの機会が常時提供されていることを明確にしているか。</u></p> <p>⑥ 証券会社等において、オプトアウトの機会を提供せず、オプトイン（非公開情報を共有されることについて書面により積極的に同意することをいう。以下同じ。）した場合にのみ親子法人等との間でその非公開情報の授受を行う取扱いとする法人顧客がある場合には、どのような属性の法人顧客に対してオプトアウトの機会を提供するのか（又は提供しないのか）の情報の店舗での掲示・閲覧やホームページへの掲載等を通じて、各法人顧客において、自己がオプトアウトの機会の提供を受ける顧客に該当するかを容易に認識できるようにしているか。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 内部管理業務等を行うために必要な非公開情報の授受に係る留意</p>	<p>④ （略） （削る）</p> <p>⑤ 証券会社等において、オプトアウトの機会を提供せず、オプトイン（非公開情報を共有されることについて書面により積極的に同意することをいう。以下同じ。）した場合にのみ親子法人等との間でその非公開情報の授受を行う取扱いとする法人顧客がある場合には、どのような属性の法人顧客に対してオプトアウトの機会を提供するのか（又は提供しないのか）の情報の店舗での掲示・閲覧やホームページへの掲載等を通じて、各法人顧客において、自己がオプトアウトの機会の提供を受ける顧客に該当するかを容易に認識できるようにしているか。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 内部管理業務等を行うために必要な非公開情報の授受に係る留意</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>事項</p> <p>証券会社等と当該証券会社等の親子法人等は、電子情報処理組織の保守・管理又は<u>内部管理に関する業務</u>（以下（３）において「内部管理業務等」という。）を行う部門（以下（３）において「内部管理部門等」という。）から非公開情報が漏えいしない措置を的確に講じている場合には、金商業等府令第 153 条第 1 項第 7 号ト又はりに基づき、内部管理業務等を行うために必要な非公開情報（非共有情報を含む。）の授受（<u>内部管理に関する業務</u>については、証券会社等から特定関係者以外の親子法人等に提供する場合を除く。）を行うことができるが、その際には、以下の点に留意が必要である。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 役員等（役員又は法令遵守管理に関する十分な知識・経験を有し、他の職員の指導・監督を行う立場にある職員をいう。以下④において同じ。）が、経営管理又は<u>内部管理に関する業務</u>を行うために、その従事する一の法人等が管理する非共有情報以外の非共有情報の提供を受けることは、非共有情報の漏えいには該当しないと考えられるが、その場合には、例えば以下のような措置が講じられているか。</p>	<p>事項</p> <p>証券会社等と当該証券会社等の親子法人等は、電子情報処理組織の保守・管理又は<u>内部の管理及び運営に関する業務</u>（以下（３）において「内部管理業務等」という。）を行う部門（以下（３）において「内部管理部門等」という。）から非公開情報が漏えいしない措置を的確に講じている場合には、金商業等府令第 153 条第 1 項第 7 号ト又はりに基づき、内部管理業務等を行うために必要な非公開情報（非共有情報を含む。）の授受（<u>内部の管理及び運営に関する業務</u>については、証券会社等から特定関係者以外の親子法人等に提供する場合を除く。<u>また、子法人等の経営管理に関する業務については、当該証券会社等の子法人等からの受領又は親法人等への提供に限る。</u>）を行うことができるが、その際には、以下の点に留意が必要である。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 役員等（役員又は法令遵守管理に関する十分な知識・経験を有し、他の職員の指導・監督を行う立場にある職員をいう。以下④において同じ。）が、経営管理又は<u>内部の管理及び運営に関する業務</u>を行うために、その従事する一の法人等が管理する非共有情報以外の非共有情報の提供を受けることは、非共有情報の漏えいには該当しないと考えられるが、その場合には、例えば以下のような措置が講じられているか。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>イ. 当該役員等から当該非共有情報が漏えいしないこと。</p> <p>ロ. 当該役員等が、当該非共有情報を、<u>経営管理又は内部管理に関する業務</u>を行う以外の目的（例えば営業目的）で利用しないこと。</p> <p>⑤ （略）</p> <p>（４）～（６） （略）</p> <p>（以下略）</p>	<p>イ. 当該役員等から当該非共有情報が漏えいしないこと。</p> <p>ロ. 当該役員等が、当該非共有情報を、<u>経営管理又は内部の管理及び運営に関する業務</u>を行う以外の目的（例えば営業目的）で利用しないこと。</p> <p>⑤ （略）</p> <p>（４）～（６） （略）</p> <p>（以下略）</p>